

家畜人工授精所に対する 調査結果について

平成31年 3 月
農 林 水 産 省

I 調査の方法

本調査は、農林水産省と、農林水産省の指導に基づき、(一社)畜産技術協会が実施し、その結果について農林水産省において整理した。

調査に当たっては、都道府県の協力のもと、農林水産省において送付先を整理し、(一社)畜産技術協会から全国の家畜人工授精所及び精液や受精卵の採取・処理を行うため都道府県が開設する施設(以下、総称して「家畜人工授精所」という。)に調査票を送付した。

調査票の総数及び回答数は、以下のとおり。

	件数	割合
総 数	1,634	100%
回答有り	778	47.6%
回答無し	856	52.4%

※ 「回答無し」には、宛先不明で返送されたものを含む。

「回答有り」の778件のうち、「廃業している」、「休業している」等の回答が69件あった。

このため、別途、農林水産省から都道府県に対し、家畜人工授精所の稼働状況を改めて確認した結果、「回答無し」(856件)の施設のうち、「廃業している」、「休業している」ものが388件あり、稼働してるものは468件であった。

以上から、稼働中の家畜人工授精所は1,177件となり、稼働中の家畜人工授精所の回答率は、60.2%であった。

回答有りのうち 稼働 ①	回答無しのうち 稼働 ②	稼働総数 ③=①+②	回答率 ④=①/③
709	468	1,177	60.2%

Ⅱ 調査の結果

(1) 家畜人工授精所の業務内容

家畜人工授精所の業務内容について聞いたところ(複数回答)、「精液の採取・凍結処理」が8.2%(有効回答数に対する割合。以下複数回答について同じ。)、 「受精卵の採取・凍結処理」が18.6%、「精液又は受精卵の購入・保管・販売」が54.6%、「雌牛への授精又は受精卵移植」が87.1%であった。

有効回答数：681件

	精液の採取 ・凍結処理	受精卵の採取 ・凍結処理	精液又は受精卵 の購入・保管・販 売	雌牛への授精 又は受精卵移植
回答数	56	127	372	593
割合(%)	8.2%	18.6%	54.6%	87.1%

① 精液の生産と受精卵の生産を行っている家畜人工授精所

「精液の採取・処理」を実施していると回答した56件のうち、「受精卵の採取・処理」も実施していると回答した件数は27件あった。

これらは主に、県の畜産試験場等であった。

	精液の採取 ・凍結処理	受精卵の採取 ・凍結処理
回答数	56	27

② 受精卵のみの生産を行っている家畜人工授精所

受精卵のみの生産を行っている家畜人工授精所は、100件であった。

これらは主に、民間の家畜人工授精所のほか、JAの施設やNOSAIの診療所等であった。

	受精卵の採取 ・凍結処理 ①	精液及び受精卵 の採取・凍結処理 ②	受精卵の採取 ・凍結処理 ③=①-②
回答数	127	27	100

(2) 販売の範囲

家畜人工授精所に対し、主な販売の範囲を聞いたところ、「県内」が85.0%、「県外」が2.5%、「県内・県外」が12.6%であった。

「県内」を販売の範囲としている家畜人工授精所は、主に民間の人工授精所のほか、農協やNOSAIの診療所等であった。「県外」を販売の範囲としている家畜人工授精所は、主に精液の生産を行っている家畜改良事業団や民間の家畜人工授精所等であった。

有効回答数：406件

	県内	県外	県内・県外
回答数	345	10	51
割合(%)	85.0%	2.5%	12.6%

(3) 販売の相手先について

① 精液の生産を行う家畜人工授精所の販売先

精液の生産を行う家畜人工授精所に対し、販売の相手先を聞いたところ(複数回答)、「畜産経営」が58.8%、「農協等」が74.5%、「家畜人工授精所」が47.1%、「都道府県等」が27.5%であった。

有効回答数：51件

	畜産経営	農協等	家畜人工授精所	都道府県等
回答数	30	38	24	14
割合(%)	58.8%	74.5%	47.1%	27.5%

② 精液の生産を行わない家畜人工授精所の販売先

精液の生産を行わない家畜人工授精所に対し、販売の相手先を聞いたところ(複数回答)、「畜産経営」が96.1%、「農協等」が8.5%、「家畜人工授精所」が10.4%、「都道府県等」が3.1%であった。

有効回答数：355件

	畜産経営	農協等	家畜人工授精所	都道府県等
回答数	341	30	37	11
割合(%)	96.1%	8.5%	10.4%	3.1%

(4) 凍結精液及び帳簿等の管理方法について

① 凍結精液(ストロー)の管理について

ストローの管理について、バーコード又はICチップの利用状況を聞いたところ、「バーコード管理」は15.7%、「ICチップ管理」は0%、「その他」は84.3%であった。「その他」は、手動でのパソコンへの入力や帳簿への記入であった。

有効回答数：478件

	バーコード管理	ICチップ管理	その他
回答数	75	0	403
割合(%)	15.7%	0.0%	84.3%

② 家畜人工授精簿や証明書の管理について

家畜人工授精簿や家畜人工授精用精液証明書等の管理方法を聞いたところ、「電子ファイル」で管理しているが17.2%、「帳票(紙)」で管理しているが68.4%、「電子ファイル、帳票(紙)」の両方で管理しているが14.4%であった。

有効回答数：599件

	電子ファイル	帳票(紙)	電子ファイル・帳票(紙)
回答数	103	410	86
割合(%)	17.2%	68.4%	14.4%

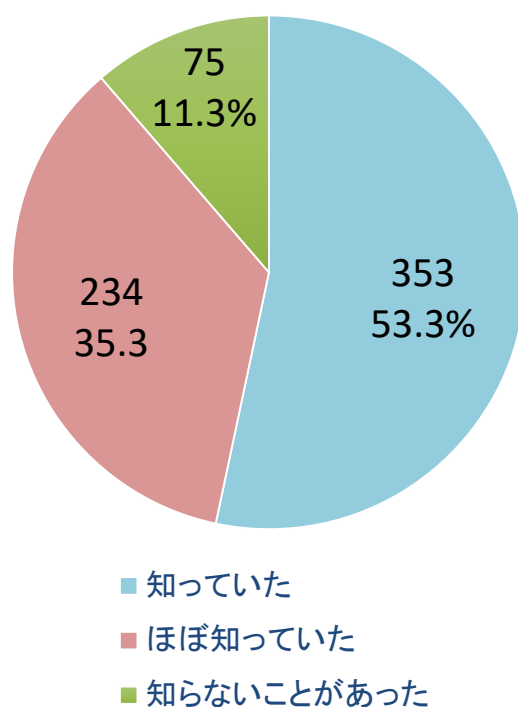
(5) 家畜改良増殖法の理解度について

有効回答数：662件

家畜改良増殖法に関する以下の内容について理解度を聞いたところ、「知っていた」が53.3%、「ほぼ知っていた」が35.3%、「知らないことがあった」が11.3%であった。

《家畜改良増殖法にかかる内容》

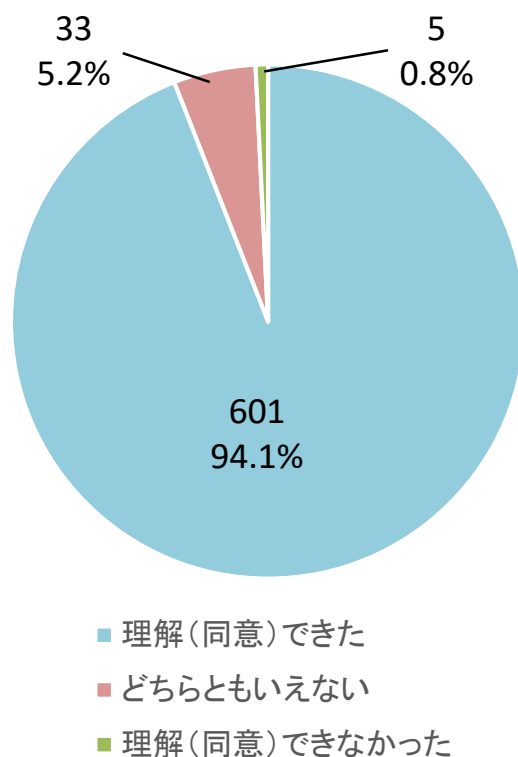
- ① 精液等は証明書が添付されていなければ他者の雌畜に注入・譲渡できない
- ② 精液証明書の記載に不備がある場合、法に抵触する可能性がある
- ③ 精液や精液証明書は安易に他者が持ち出せないよう厳格に管理する



(6) 和牛遺伝資源の保護について

有効回答数：639件

「和牛遺伝資源国内活用協議会」が実施している和牛遺伝資源の保護に関する取組について聞いたところ、「理解(同意)できる」との回答は94.1%、「どちらともいえない」が5.2%。「理解(同意)できない」という回答は、0.8%であった。



Ⅲ 現地調査

本調査内容の詳細を確認するため、精液や受精卵を県外に販売している家畜人工授精所を中心に、3月末までに24か所を調査した。

主な調査内容は、以下のとおり。

- ① アンケート調査の事実確認
- ② 販売先の具体例
- ③ 精液等の保管状況
- ④ 家畜人工授精用精液証明書等の保管状況
- ⑤ 精液等の利用に関する記録
- ⑥ その他の情報

精液等の保管状況については、各所とも、基本的には施設可能な事務所や処理室等で保管しており、また、家畜人工授精用精液証明書等についても、種雄牛別に整理するなど、適切に保管・管理されていた。

その他、聞き取った主な概要は以下のとおり。

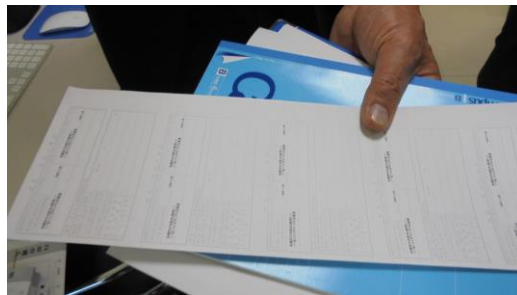
- 基本的に精液や受精卵は、家畜人工授精所が所持し、農家の依頼に応じて、人工授精や受精卵移植を行っている。しかし、農家自身が精液や受精卵を保管しているケースも多い。
- 農家自身が家畜人工授精師である場合は、農家自らが人工授精等を行い、農家自身が家畜人工授精師でない場合は、別の家畜人工授精師等に依頼している。
- 販売先は、地域内の農家や昔ながらの縁故者であるが、直接畜産と関係のない者から、精液の販売を依頼されたケースもある。
- 一部の県は、定期的に家畜人工授精簿の点検を行っている。
- 農家段階での管理の状況については、家畜人工授精所ではわからない。
- 受精卵の生産は、需要に応じて計画的に生産しているので、基本的に在庫はない。
- 農家の依頼に基づき、農家の雌牛から受精卵の生産を行う場合がある。この場合、生産された受精卵は、農家の所有となる。
- ストロー作成後に家畜人工授精用精液証明書を印刷し、販売時に裏書（譲渡先の記入）を行っているが、頭数が多いと大変な作業である。

(参考:現地調査の実施箇所等)

No.	都道府県	家畜人工授精所の主な業務等
1	北海道	精液・受精卵生産/県外販売あり
2	北海道	精液・受精卵生産/県外販売あり
3	北海道	生産なし/県外販売あり
4	北海道	受精卵生産/県外販売あり
5	宮城県	精液生産/県内販売のみ
6	宮城県	受精卵生産/県内販売のみ
7	宮城県	受精卵生産/県内販売のみ
8	千葉県	生産なし/県内販売のみ
9	千葉県	生産なし/県内販売のみ
10	栃木県	受精卵生産/県外販売あり
11	栃木県	受精卵生産/県外販売あり
12	群馬県	精液生産/県外販売あり
13	群馬県	精液生産/県外販売あり
14	群馬県	生産なし/県内販売のみ
15	東京都	生産なし/県外販売あり
16	三重県	精液・受精卵生産/県外販売あり
17	三重県	受精卵生産/県内販売のみ
18	広島県	生産なし/県内販売のみ
19	宮崎県	精液生産/県内販売のみ
20	鹿児島県	精液生産/県外販売あり
21	鹿児島県	精液生産/県外販売あり
22	鹿児島県	精液生産/県外販売あり
23	鹿児島県	精液生産/県外販売あり
24	鹿児島県	精液生産/県外販売あり



精液のストロー(容量0.5ml)



家畜人工授精用精液証明書
(譲渡する際に裏書(譲渡先)を印刷している。)



精液等の保管容器(処理室内で保管されている。)



精液等の保管容器内(精液の種類別(種雄牛別、ロット別)に区分して保管している。)